

# 店頭外国為替証拠金取引説明書

## 【FXスタジアム】

(金融商品取引法第37条の3 の規定による契約締結前交付書面)

트레이ダーズ証券株式会社

店頭外国為替証拠金取引を行われるに当たっては、本説明書の内容を十分にお読みいただき、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込みいただきますようお願い申し上げます。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認いただき、自己の資力、取引経験および投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をさせていただきますようお願い申し上げます。

## 目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3～4
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	4～6
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	6
☆口座開設 について	7
☆取引の方法	7～10
☆証拠金	10～11
☆決済に伴う金銭の授受	12
☆益金に係る税金	12
☆証拠金の区分管理	12
☆証拠金等の入金・出金	13～14
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	14～16
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	16～17
当社の概要について	18
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	19～23

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

## 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について本項は金融商品取引法により、契約締結前に交付しなければならない事項です。口座開設前に十分に読んでご理解ください。

当社では、お客様に対する契約締結前の書面の交付は、電子交付(ホームページ上に掲示)の方法により行います。お取引にあたっては、 트레이ダーズ証券株式会社店頭外国為替証拠金取引約款【FXスタジアム】(以下、「本約款」とします。)および店頭外国為替証拠金取引説明書【FXスタジアム】(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)を十分にご理解いただき、かつ承諾頂いた上でお申込みください。

1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により大きな損失が生ずる可能性があります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。
2. 相場状況の急変により、売値(BID)と買値(ASK)のспレッド幅が拡大したり、意図した取引ができなくなる可能性があります。
3. お客様と当社取引システムまたは金商品取引業者を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。
4. 当社取引システムまたはお客様の利用する自動売買プログラム等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。
5. 口座管理手数料および取引手数料は無料です。
6. 店頭外国為替証拠金取引については、金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリングオフの規定は適用されません。
7. 「FXスタジアム」は、お客様と当社との間で行なわれる相対取引となり、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- ドイツ銀行（銀行業・ドイツ連邦金融監督局）
  - UBS銀行（銀行業・スイス連邦銀行委員会）
  - ADVANCED MARKETS（先物取引業・米国商品先物取引委員会）
8. お客様から預託を受けた証拠金等は、法令等の定めに従って三菱UFJ信託銀行の信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、既決済の実現予定損益及び未決済・既決済のスワップ損益を含めた金銭の合計額となります。
9. 当社、カバー取引相手方またはお客様資金の預託先において業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。
- さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

### 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

店頭外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行っていただきますようお願いいたします。なお、下記のリスクは、店頭外国為替証拠金取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

#### ○為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常に為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります。為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金額以上になる可能性があります。

#### ○流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。

#### ○金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引では、通貨の転売または買戻しによる決済を行わず建玉を翌営業日に持ち越した場合、スワップポイントの受取りまたは支払いが発生します。スワップポイントは、取引を行った通貨の国の金利水準の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々  
の金利水準によってスワップポイントの受取または支払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転する可能性もあります。また、これに伴い追加の資金が必要となることや、ロスカット値が近くなる可能性もあります。

#### ○レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の外国為替取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな為替レートの変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

#### ○信用リスク

店頭外国為替証拠金取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っています。このため、カバー先の信用状況等により、お客様の取引が不可能になる等の可能性があります。

さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

なお、お客様から預託を受けた証拠金等は、法令等の定めに従って三菱UFJ信託銀行の信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、既決済の実現予定損益及び未決済・既決済のスワップ損益を含めた金銭の合計額となります。

#### ○スリッページリスク

成行注文または逆指値注文では、外国為替レートの変動により注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が未約定となる可能性があります。なお、証拠金維持率は以下の式より算出します。

$$\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{建玉必要証拠金} \times 100$$

※有効証拠金＝現金残高±評価損益±予約売買損益±入出金予定額－出金指示額

#### ○ロスカットに関するリスク

有効証拠金がロスカット基準額を下回った（＝証拠金維持率が当社の定める比率※を下回った）場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の保持している建玉に応じてすべての未決済建玉を、反対売買により差金決済します。（※当社の定める証拠金維持率とは、100%です。）この措置はお客様が当社に預け入れた資金以上の損失から回避するためのものですが、外国為替相場の状況により、預け入れた資金以上の損失が発生する場合や、反対にロスカット後の預かり金額が維持証拠金額を上回る場合があります。

また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

#### ○オンライン取引に関するリスク

オンライン取引は、お客様が自ら端末を操作して注文を行います。そのため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、あるいはお客様の注文が遅延する可能性があります。

更にオンライン取引では、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

#### ○その他のリスク

店頭外国為替証拠金取引に係る税制および関連法規の変更等により、お客様が従来行っている取引条件よりも不利な条件でのお取引となる可能性があります。

※上記に記載したリスクは、店頭外国為替証拠金取引に伴う一般的なリスクであり、お取引で生じるすべてのリスクを網羅したものではありません。

### 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を差金決済（当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済すること）により行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引）です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。

## ☆ 口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。

店頭外国為替証拠金取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただく場合には、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。

1. 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について約款および本取引説明書を熟読し承諾および同意していただくこと。
  2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。
    - ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
    - 日本国内に居住する満20歳以上でありまた高齢者（満70歳以上）でない方、法律上の行為能力を有する個人であること。
    - E-mailアドレスを保有している方でなおかつ当社に重複したE-mailアドレスでのお申し込みもしくはご契約のない方
    - 当社と電話もしくは電子メールで常時連絡が取れること。
    - 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解し、日本語が理解できる方。
    - ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
    - 本取引にかかる契約締結前および締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書、その他法令により交付すべき書面を電磁的方法により当社が提供することを同意頂けること。
    - 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
    - マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。また、不法な反社会的勢力の一員でないこと。
    - お客様が法人の場合、日本国内において本店または支店が登記されていること。
    - 当社に重複した携帯電話でのお申し込みもしくはご契約のない方  
(ただし、個人口座と法人口座の取引担当者または代表者が同一の場合は除く)
    - 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条に該当していない方
    - その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査結果および理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

## ☆ 取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引（FXスタジアム）の取引方法は以下のとおりです。

### a. 取引の対象

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ●米ドル/円 (USD/JPY)   | ●ユーロ/円 (EUR/JPY)   |
| ●ポンド/円 (GBP/JPY)   | ●豪ドル/円 (AUD/JPY)   |
| ●ユーロ/米ドル (EUR/USD) | ●ポンド/米ドル (GBP/USD) |

### b. 取引単位

各通貨ペアともに共通10,000通貨単位とします。

1回の最大発注数量（上限）は、各通貨ペア10万通貨単位までとします。

c. 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅（=pip）は、対円の通貨ペアの場合、1通貨単位あたり0.01とします。外国通貨同士の場合は1通貨単位あたり0.0001です。

d. 外国為替レート

当社が各通貨ペアに売値（BID）と買値（ASK）を同時に提示し、お客様は売値（BID）で売り付け、買値（ASK）で買い付けることができます。当社は、お客様に提示する売値（BID）および買値（ASK）をカバー先の提示する価格により通貨ペアおよび市場の状況に応じて決定します。売値（BID）と買値（ASK）には価格差（スプレッド）があり、通常時買値（ASK）は売値（BID）よりもスプレッド分、高くなっています。

e. 受渡日

決済取引を行った場合の受渡日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

f. 決済（手仕舞い）

決済（手仕舞い）は、決済取引（転売または買戻し）により、お客様が保有する建玉の反対売買をすることにより実行します。決済による損益はすべて円貨とし、外国通貨で発生する損益については、受渡日の前営業日のニューヨーククローズレートにて自動的に円に転換します。その際、転換後の金額が1円未満の場合には全て切り捨てとなります。

g. ロールオーバー（決済日の繰越）

保有する建玉について当日取引時間中に通貨の転売または買戻しによる決済を行わない場合、建玉を自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、「j. 取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

h. スワップポイント

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることとなりますので、原則その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが発生します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、通常お客様が受取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。スワップポイントの益金は、受渡日以降に出金することができます。また、スワップポイントの損金は受渡日以降に証拠金より差し引きます。

i. ロスカットルール

お客様の損失を限定するため、損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。）ただし、相場が変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

j. 取引時間

取引時間およびメンテナンス時間は以下のとおりです。

「取引時間」

米国 夏時間 月曜AM7:00～土曜AM5:00

米国 冬時間 月曜AM7:00～土曜AM6:00

「日次メンテナンス時間」

米国 夏時間：火曜～金曜AM5:40～6:20

米国 冬時間：火曜～金曜AM6:40～7:20

「週次メンテナンス時間」

米国 夏時間：日曜 8:00～12:00

米国 冬時間：日曜 8:00～12:00

- ※ 日次メンテナンス時間において、取引画面にログイン、指値・逆指値等の注文、注文修正、取り消しは可能ですが、約定はいたしません。
- ※ 週次メンテナンス時間においては、取引画面のログインを含め全ての機能が利用できませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 外国為替市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）または実質的に外国為替市場が休止となる日、または、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ システム障害以外の取引ができない日、または取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

k. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は14ページの「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」をご覧ください。

- 成行 ●指値 ●逆指値（ストップ注文） ●IFD（イフダン） ●OCO（オーシーオー）
- IFDOCO（IFD+OCO） ●全決済注文
- ※ 成行注文、逆指値注文、およびロスカットの際は、注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。
- ※ 指値注文は注文された価格で約定されますので、週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際にも注文価格で取引が約定いたします。

l. スリッページ

成行注文または逆指値注文では、外国為替レートの変動により、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。

m. 債務の履行

当社との一切の取引において、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社はおお客様に対する通知その他所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。債務の履行の詳しい内容については、店頭外国為替証拠金取引約款【FXスタジアム】第30条、および第31条にてご確認ください。

#### n. 取引方法について

当社が提供する店頭外国為替証拠金取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器および回線に関する推奨環境を準備する必要があります。

なお、当社の店頭外国為替証拠金取引サービスの利用においては、当社が管理するサーバー上で提供する取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変および本取引システム以外の使用を禁止いたします。

（ただし、当社が本取引システムへの接続を許可した取引ツールは除きます。）

### ☆ 証拠金

#### (1) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額以上の額を、当社に差し入れていただきます。

#### (2) 証拠金必要額

証拠金必要額は、弊社が毎営業日提示する各通貨ペアの評価レートに取引数量を乗じた額（総約定代金）から証拠金率2%を乗じて算出されます。レバレッジは50倍となります。

#### (3) 証拠金の追加差入れ

当社では、証拠金維持率が100%を下回った場合建玉を強制的に決済（「ロスカットルール」と、いいます。詳しくは、「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。）するため、原則として証拠金の追加差入れはありません。ただし、相場が変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して3営業日目の正午までに当社に差し入れてください。なお、期日までに不足金額の差し入れがなされない場合には、年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を申し受けます。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

#### (4) 証拠金の引出し

出金可能額の範囲内でお客様は全部または一部の出金を依頼することができます。出金可能額は以下の式より算出します。また、証拠金の引き出しは原則1日（銀行営業日）1回までとし、5,000万円を上限とします。

出金可能額 = 現金残高 - (評価損 + 予約売買損 + 出金予定額 + 出金指示額 + 建玉必要証拠金 + 注文中必要証拠金)

※有効証拠金 = 現金残高 ± 評価損益 ± 予約売買損益 ± 入出金予定額 - 出金指示額

※出金指示額は、お客様が出金の指示をした後、登録金融機関への出金処理が完了してい

ない金額になります。

※評価益または既決済未受渡益、未受渡のスワップポイントの益金については受渡完了まで出金することはできません。

(5) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益、および建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントの損益は、有効証拠金より加減算されます。

スワップポイントの益金は、受渡日以降より出金することができます。

(6) 有価証券等による充当

有価証券等による充当はできません。

(7) ロスカットの取扱い

有効証拠金がロスカット基準額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率※を下回った）場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の保持している建玉に応じてすべての未決済建玉を、反対売買により差金決済します。（※当社の定める証拠金維持率とは、100%です。）この措置はお客様が当社に預け入れた資金以上の損失から回避するためのものですが、外国為替相場の状況により、預け入れた資金以上の損失が発生する場合や、反対にロスカット後の預かり金額がロスカット基準額を上回る場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

なお、証拠金維持率は以下の式より算出します。

$$\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{建玉必要証拠金} \times 100$$

※逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ロスカットは、必ずしもお客様の損失のすべてを限定するものではありません。相場変動等、為替レート状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、現金残高がマイナスとなる場合があります。

## ☆決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売または買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\{通貨単位 \times 約定価格差 \times 取引数量\} \pm \text{未受渡スワップポイント}$$

(注) 約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。外国通貨で発生する損益については、受渡日の前営業日のニューヨーククローズレートにて日本円に転換されます。未受渡の益金、および未受渡スワップポイントの益金については受渡完了まで出金することはできません。決済取引を行った場合の受渡日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

## ☆益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益）は、課税対象となります。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、管轄の税務署や国税庁タックスアンサーまたは税理士等の専門家にお問い合わせください。

## ☆証拠金の区分管理

お客様から預託を受けた証拠金は、三菱UFJ信託銀行と信託契約を締結し信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、既決済の実現予定損益及び未受渡・既受渡のスワップ損益を含めた金銭の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、ニューヨーククローズ時点のお客様の保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出いたします。ニューヨーククローズ時刻は下記の通りとします。

米国夏時間（火曜日～金曜日）	： 午前5時40分	（土曜日）	： 午前5時
米国冬時間（火曜日～金曜日）	： 午前6時40分	（土曜日）	： 午前6時

なお、三菱UFJ信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行の証拠金であることが名義により明らかな預金口座にて当社の固有財産とは区分して管理しております。

## ☆証拠金等の入金・出金

### (1) 証拠金等の入金

入金は一円貨のみの取扱となります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が認識した時点でおお客様の取引口座に反映されるため、振込入金から取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。

また、クイック入金（オンデマンド入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったことまたはシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

入金いただく際の振込名義人は本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。振込名義人とお取引口座名義人の相違が判明した際は、本取引システムにおける入金処理完了後および売買発生後といえども当該振込入金の取消しを行なうこととします。これにより発生するリスクおよび諸費用等はすべてお客様にご負担いただきますので、ご注意ください。

クイック入金は、定期メンテナンスを行う時間帯はご利用いただくことができません。また、システム障害時や臨時メンテナンスを行う時間帯もご利用いただけなくなります。

なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。クイック入金をご利用の場合は当社負担となります。

※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の取引口座に直接お振込みができるサービスです。

※ クイック入金は即時入金を保証するものでなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について、当社は一切の責任を負いません。

### (2) 証拠金等の出金

有効証拠金が証拠金必要額を超えている場合は、出金可能額の範囲内でお客様は超過分の全部または一部の出金を依頼することができます。出金可能額は以下の式より算出します。

出金可能額 = 現金残高 - (評価損 + 予約売買損 + 出金予定額 + 出金指示額 + 建玉必要証拠金 + 注文中必要証拠金)

未受渡の益金、および未受渡のスワップポイントの益金については受渡完了まで出金することはできません。決済取引を行った場合の受渡日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

なお、出金は原則1日（銀行営業日）1回、5,000万円を上限とします。出金可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。

従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼金額を下回った場合、出金を中止することがございます。出金の手続きを取られた場合、ご出金受付日の翌

営業日から起算して3銀行営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたします。

また、当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権をその債権の期限にかかわらず、当社はお客様に対する通知その他所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。差引計算をする場合、債務の利息および損害金については当社所定の利率を差引計算の実行日まで付することができるものとします。また、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債務の利息レートについては、当社所定の利率によるものとします。

## 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。

### (1) 取引の開始

#### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

#### b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として当社ホームページ上の店頭外国為替証拠金取引お申込フォームに必要事項を入力いただき、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合のみお取引口座を開設させていただきます。また、ご提示いただきました書類等に関してはご返却致しかねますのであらかじめご了承ください。

### (2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

#### a. 通貨ペア

#### b. 売付取引または買付取引の別

#### c. 注文数量

#### d. 価格

#### e. 執行条件（成行、指値、逆指値等）

#### f. 注文の有効期間

#### g. その他お客様の指示によることとされている事項

- (3) 証拠金の差入れ  
店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を事前に差し入れていただきます。
- (4) 転売または買戻しによる建玉の決済  
お客様が建玉を指示し、転売または買戻しを行うことで建玉が決済されます。そのため、お客様が決済建玉の指示を行わない場合は、両建となる場合があります。
- (5) 両建  
同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建」といいます。）は、可能ですが、両建は、お客様にとって、売値（BID）と買値（ASK）の差、証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。
- (6) 注文をした取引の約定  
注文をした店頭外国為替証拠金取引が約定したときは、(7)に定める内容に従い当社は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により報告いたします。
- (7) 手数料  
取引手数料は無料です。
- (8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告  
当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様の約定した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。
- (9) 本取引利用契約の終了・解約  
お客様が本取引利用契約を解約する場合、お客様は当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うこととします。また、お客様が当社の定める事由（お客様が法令に違反したとき、期限の利益の喪失が生じたとき、お客様が社会的公益に反する行為をなす者である等）に該当する場合、当社は何らの通知、催告することなく直ちにお客様との契約を解除することができます。本取引利用契約の終了・解約の詳細な内容については、店頭外国為替証拠金約款【FXスタジアム】第27条にてご確認ください。
- (10) サービス提供の廃止および中止  
当社は、6ヶ月前にお客さまに通知することにより、本取引サービスを廃止することができることとします。また、以下の事項等のやむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止することができることとします。
- a) お客様が債務不履行に陥る可能性があるとして当社が判断した場合。
  - b) お客様が契約書面等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合。
  - c) その他事由により当社がお客様を取引不適格者と判断した場合。
  - d) 公的機関からの命令・指導や経済情勢、その他合理的な事情があった場合。

(11) 改訂について

本説明書の改訂については、店頭外国為替証拠金取引約款【FXスタジアム】第39条をお読みください。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、当帳票作成後3営業日以内に 트레이ダーズ証券 FX業務部に直接ご照会ください。

### 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供

する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

## 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

商号等 : トレイダーズ証券株式会社  
設立年月 : 1999年11月  
所在地 : 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
資本金 : 2,000,000,000円 (平成22年3月現在)  
代表取締役社長 : 橋本 清志  
主な事業 : 第一種および第二種金融商品取引業  
(インターネットおよびコールセンターを通じた証券取引事業および外国  
為替取引事業等)  
登録番号 : 関東財務局長(金商)第123号  
加入する金融商品取引業協会および加入する認定投資者保護団体  
: 金融先物取引業協会 第1129号  
: 日本証券業協会

## 当社の店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル : 0120-04-2826  
受付時間 : 米国夏時間 月曜日7:00～土曜日5:00まで  
米国冬時間 月曜日7:00～土曜日6:00まで  
E-mail : info-systrafx@traderssec.co.jp

## 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 相対取引（あいたいとりひき）  
金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。
- 約定（やくじょう）  
取引が成立することです。
- IFD注文（If Doneちゅうもん）  
新規注文を発注する際に同時に決済注文も発注することができる注文方法のことです。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。
- OCO注文（One Cancel the Otherちゅうもん）  
同時に2つの注文を発注することができる注文方法のことです。片方が約定した時点で他方の注文が取り消されます。
- IFDOCO注文（If done OCOちゅうもん、IFD+OCO）  
IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことです。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することです。
- 買値（ASK）  
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることです。（オファーともいいます。）お客様はその価格で買付けることです。
- 売値（BID）  
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることです。お客様はその価格で売り付けることです。
- 買建玉（かいたてぎょく）  
買付取引のうち、決済していないものをいいます。
- 売建玉（うりたてぎょく）  
売付取引のうち、決済していないものをいいます。
- 買戻し（かいもどし）  
売建玉を手仕舞う（売建玉を決済する）ために行う買付取引をいいます。
- 転売（てんばい）  
買建玉を手仕舞う（買建玉を決済する）ために行う売付取引をいいます。

- ・ 転換（てんかん）

他の通貨に両替することをいいます。『FXスタジアム』では、売買差益、スワップ損益として発生した米ドルは受渡日の前日のニューヨーククローズレートで自動的に日本円へ転換されます。その際、転換後の金額が1円未満の場合には全て切り捨てとなります。また、転換後の金額が1円未満の場合には入出金明細におきまして、円の入金額の欄に0と表記されます。

- ・ 指値注文（さしねちゅうもん）

指定したレートで売買注文を出す注文方法のことです。指値注文は注文された価格で約定されますので、週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際にも注文価格で取引が約定いたします。

- ・ 逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

指値と反対に現在の買値（ASK）より高い価格で買う、または、現在の売値（BID）より安い価格で売る注文方法のことです。指定したレートに到達した時点で成行注文になり、売買する注文方法のことをいいます。実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。また週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際には注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、お客様に不利なレートで注文が約定することがあります。

- ・ 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいくわかせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・ カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引のことです。

- ・ 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ 差金決済（さきんけっさい）

商品や対価の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法のことです。

- ・ 出金可能額（しゅつきんかのうがく）

出金予約を行える金額のことです。出金可能額は以下の式より算出します。

出金可能額 = 現金残高 - (評価損 + 予約売買損 + 出金予定額 + 出金指示額 + 建玉必要証拠金 + 注文中必要証拠金)

※評価益または既決済未受渡益については受渡完了まで出金することはできません。

・出金指示額(しゅつきんしじがく)

お客様が出金の指示をした後、登録金融機関への振込処理が完了していない金額になります。

・証拠金(しょうこきん)

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

・有効証拠金(ゆうこうしょうこきん)

新規で建玉を保有する際に使用できる証拠金をいいます。有効証拠金は以下の式より算出します。

有効証拠金＝現金残高±評価損益±予約売買損益±入出金予定額－出金指示額

・スリッページ

成行注文や逆指値注文が約定するときに生じる、注文時の表示価格と実際の約定価格との差額です。

・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・追加証拠金(ついかしょうこきん) ※

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金のことです。

※なお、「FXスタジアム」においては、追加証拠金制度はなく、証拠金維持率が100%を下回った場合には、ロスカット制度により処理されます。

・デリバティブ取引(でりばていぶとりひき)

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引(てんとうでりばていぶとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）

現在の提示レートで売買する注文方法のことです。約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

※ニューヨーククローズ間際の発注は、発注から約定までの間に取引時間外となり、注文が成立しないことがあります。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いと呼びます。

- ・ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有または将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引のことです。

- ・両建（りょうだて）

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

両建は、お客様にとって、売値（**BID**）と買値（**ASK**）の差、証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することです。ただし、ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。相場変動等、為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（証拠金維持率が100%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

- ・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことです。

- ・Pips（ぴっぷす）

Pipsとは、外国為替レートの単位のことです。対円の通貨ペアの場合、小数点第2位（0.01）

のことを1Pip(s)といいます。外国通貨同士の場合は、小数点第4位 (0.0001) のことを1Pip(s) といいます。

平成 22 年 7 月 9 日 制定